令和6年度　第2回

宗像市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和 7 年 1 月 21 日

健康福祉部国保医療課

【資料 1】

宗像市国民健康保険基金の活用方針を踏まえた
令和7年度国民健康保険税の税率（額）について（諮問）

（1） 国民健康保険事業の概況

区分		R7年度	R6年度	
		予算（見込）	当初予算	決算見込
世帯数（世帯）		11,907	12,199	11,983
被保険者数（人）	全体	17,872	18,343	17,931
	一般	17,872	18,343	17,931
	退職	0	0	0
介護被保険者数（人）		5,099	5,299	5,220
1人あたり医療費（円）		464,896	494,009	449,318
1人あたり国保事業費納付金負担額（円）		148,494	147,994	－

※一般：退職者医療制度の適用を受けない被保険者
※退職：会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者
（65歳まで退職者医療制度の適用となります【平成27年4月1日以降適用廃止】）
※介護：被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）

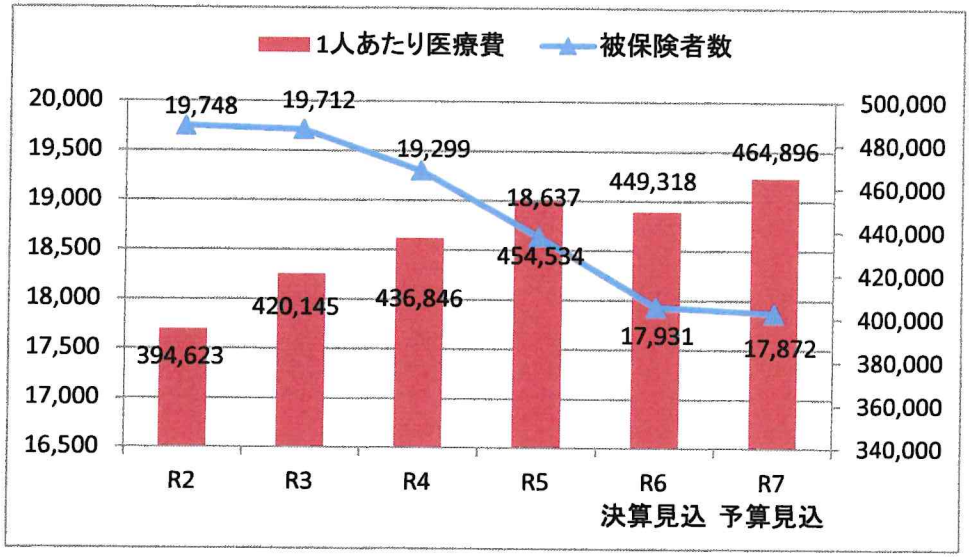

○国民健康保険事業費納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
令和6年度	1,770,365,614円	629,620,848円	182,652,504円	2,582,638,966円
令和7年度	1,770,245,600円	604,539,826円	177,684,533円	2,552,469,959円
前年度比	−120,014円	−25,081,022円	−4,967,971円	−30,169,007円
	100.0%	96.0%	97.3%	98.8%

平成30年度の国保制度改革（県単位化）により、県が財政運営の責任主体となって「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）」を決定し、市は、県が決定した納付金を納付することになっている。
市は、納付金の納付に必要な国民健康保険税率（以下「国保税率」という。）を設定する。

○納付金の算定方法

県全体の医療給付費等の見込額から国庫負担金等の見込額を差し引き、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

≪イメージ≫

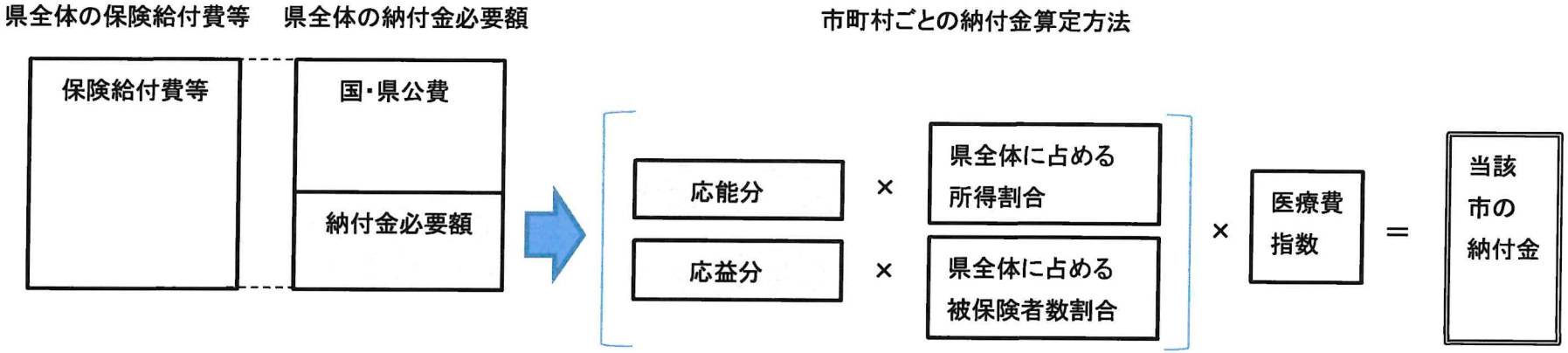

（2）令和7年度予算（見込）　※現行税率で試算した場合

（単位：百万円）

収入						支出					
	全体	（再掲）医療分	（再掲）後期高齢者支援分	（再掲）介護分	構成比		全体	（再掲）医療分	（再掲）後期高齢者支援分	（再掲）介護分	構成比
保険税	1,761	1,203	435	123	18.5%	総務費	109	109			1.1%
県支出金（保険給付費分）	6,756	6,756			71.1%	保険給付費	6,806	6,806			70.5%
県支出金（保険者努力ほか）	192	166	20	6	2.0%	国保事業費納付金	2,552	1,770	604	178	26.4%
繰入金	767	585	138	44	8.1%	保健事業費	139	139			1.4%
繰入金（公費波及増）	0	0			0.0%	直診勘定繰出金	30	30			0.3%
その他収入	20	20			0.2%	その他支出	22	22			0.2%
小計（単年度収入）A	9,496	8,730	593	173	100.0%	小計（単年度支出）B	9,658	8,876	604	178	100.0%
						単年度収支差（A−B）	▲ 162	▲ 146	▲ 11	▲ 5	

【参考】

基金残高見込額（令和7年1月末時点）
1,554,605千円

（3）令和7年度国民健康保険税について（諮問）

【歳入不足額を全額、保険税改定で賄った場合（参考）】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）
宗像市	改定後	8.5	26,400	26,400	2.9	8,800	8,800	2.8	16,100
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	差　引	1.1	1,500	1,500	0.1	－	－	0.1	700

○1 人（世帯）当たり国民健康保険税見込額

区　分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1 人当たり	改定後	78,561 円	26,077 円	25,444 円	112,186 円
	改定前	70,427 円	25,491 円	24,440 円	103,168 円
	増減	8,134 円	586 円	1,004 円	9,018 円
		11.5%	2.3%	4.1%	8.7%
1 世帯当たり	改定後	123,707 円	41,063 円	11,885 円	176,654 円
	改定前	110,899 円	40,139 円	11,416 円	162,454 円
	増減	12,808 円	924 円	469 円	14,200 円
		11.5%	2.3%	4.1%	8.7%

8．7%の増税となる。

≪市町村標準保険料率≫

国民健康保険税率（以下「国保税率」という。）を設定する際に、標準保険料率を参考にします。

≪1人当たり国民健康保険税見込額を計算≫

医療給付分、後期高齢者支援金分及び全体については、保険税÷被保険者数（17,872 人） で計算しています。介護納付金分については、保険税÷介護第2号被保険者数（5,099 人） で計算しています。

≪1世帯あたり国民健康保険税見込額を計算≫

医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び全体については、保険税÷世帯数（11,907 世帯） で計算しています。

【諮問案】
国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するため、宗像市国民健康保険基金を活用して、被保険者の負担軽減措置を行うこととする。
またその額は、歳入不足額全額（162百万円）。
令和5年度に改正した宗像市国民健康保険基金条例及びその活用方針に基づき、税額を据え置くこととする。

【宗像市国民健康保険基金を活用し、歳入不足全額を軽減した場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）
宗像市	改定後	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	差　引	－	－	－	－	－	－	－	－
市町村標準保険料率（市町村算定方式）		7.60	28,572	27,294	3.09	10,869	10,387	2.80	17,335

○ １人（世帯）当たり国民健康保険税見込額

区　分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
１人当たり	改定後	70,427 円	25,491 円	24,440 円	103,168 円
	改定前	70,427 円	25,491 円	24,440 円	103,168 円
	増減	0 円	0 円	0 円	0 円
		－	－	－	－
１世帯当たり	改定後	110,899 円	40,139 円	11,416 円	162,454 円
	改定前	110,899 円	40,139 円	11,416 円	162,454 円
	増減	0 円	0 円	0 円	0 円
		－	－	－	－

予算上、基金を162百万円使用する。

令和6年度保険料（税）率一覧

（宗像市国保医療課調べ）
所得割順

市名	医療分				市名	後期高齢者支援分				市名	介護納付金分			
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
うきは市	10.00	－	27,000	24,000	北九州市	3.51	－	9,700	11,370	直方市	3.30	－	15,300	－
直方市	9.45	－	22,500	23,300	嘉麻市	3.50	－	7,500	7,500	大牟田市	3.15	－	14,200	－
久留米市	9.37	－	27,200	22,200	福岡市	3.46	－	10,334	10,431	北九州市	3.14	－	9,660	8,400
大牟田市	9.30	－	19,900	22,400	直方市	3.30	－	7,700	8,000	福岡市	3.02	－	10,431	7,912
宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	豊前市	3.10	－	8,000	10,000	宮若市	3.00	3.19	7,900	5,600
大川市	8.90	－	29,000	32,000	大野城市	3.09	－	11,000	11,000	宗像市	2.70	－	15,400	－
行橋市	8.65	－	24,900	27,900	みやま市	3.01	－	10,919	10,928	飯塚市	2.60	－	9,100	6,700
朝倉市	8.60	－	28,000	26,000	八女市	3.00	－	9,000	9,000	大野城市	2.53	－	19,000	－
柳川市	8.50	－	29,000	31,000	中間市	3.00	－	8,800	6,300	春日市	2.46	－	19,100	－
八女市	8.50	－	28,000	28,000	宮若市	3.00	－	7,800	6,500	みやま市	2.44	－	11,035	8,481
中間市	8.50	－	24,500	25,000	大牟田市	2.95	－	6,200	7,000	筑紫野市	2.43	－	18,000	－
嘉麻市	8.50	－	23,000	26,500	春日市	2.94	－	11,800	10,700	古賀市	2.40	－	13,600	－
古賀市	8.40	－	23,800	26,200	田川市	2.93	－	10,200	8,960	小郡市	2.40	－	10,000	8,000
筑後市	8.30	－	29,000	31,000	古賀市	2.90	－	8,600	9,400	柳川市	2.38	－	10,789	8,446
北九州市	8.20	－	23,170	27,140	朝倉市	2.90	－	8,000	9,000	田川市	2.36	－	10,120	6,800
小郡市	8.10	－	25,500	27,000	筑紫野市	2.80	－	12,300	10,700	行橋市	2.33	－	10,500	8,200
福津市	8.00	－	26,700	26,700	宗像市	2.80	－	8,800	8,800	うきは市	2.30	－	12,000	－
糸島市	8.00	－	24,700	20,500	飯塚市	2.80	－	8,100	8,800	筑後市	2.30	－	10,000	7,000
みやま市	7.61	－	28,189	28,211	うきは市	2.70	－	8,000	6,000	八女市	2.30	－	9,000	7,000
大野城市	7.54	－	28,000	28,000	那珂川市	2.67	－	12,500	12,100	大川市	2.27	－	10,000	9,000
宗像市	7.40	－	24,900	24,900	久留米市	2.66	－	7,500	6,400	福津市	2.20	－	13,100	－
太宰府市	7.37	－	26,500	28,000	小郡市	2.63	－	8,400	9,000	糸島市	2.20	－	12,700	－
豊前市	7.30	－	21,000	28,000	筑後市	2.60	－	8,000	9,000	中間市	2.20	－	7,000	4,500
筑紫野市	6.83	－	28,100	25,900	柳川市	2.57	－	9,067	9,711	久留米市	2.11	－	14,700	－
飯塚市	6.80	－	21,000	23,000	大川市	2.56	－	9,000	10,000	太宰府市	2.10	－	16,200	－
田川市	6.63	－	20,915	17,882	福津市	2.50	－	8,000	8,000	豊前市	2.10	－	9,000	8,000
那珂川市	6.59	－	29,000	28,100	行橋市	2.49	－	8,700	9,400	朝倉市	2.00	－	10,000	15,000
春日市	6.52	－	27,700	25,300	太宰府市	2.47	－	8,300	9,200	那珂川市	1.82	－	22,400	－
福岡市	6.20	－	20,078	18,882	糸島市	2.40	－	7,500	6,200	嘉麻市	1.50	－	12,000	－
平均	8.04	15.00	25,285	25,742	平均	2.87	0.0	8,956	8,945	平均	2.42	3.19	12,491	7,936

【資料2】

国の動向（制度改定「予定」）について

（1） 国民健康保険税の賦課限度額の見直し（令和7年4月実施予定）

○賦課限度額のあり方について、被用者保険の上限ルールとのバランスを考慮し、賦課限度額に達する世帯の割合が 1.5%に近づくように、段階的に引き上げていく。

○政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。

○賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層（※）に配慮した保険税設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。

※中間所得者層：低所得者層を対象とした均等割・平等割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層

○令和7年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

【現行】		【改正後】	
基礎課税額（医療分）	65万円	基礎課税額（医療分）	66万円（1万円引き上げ）
後期高齢者支援金等課税額	24万円	後期高齢者支援金等課税額	26円（2万円引き上げ）
介護納付金課税額	17万円	介護納付金課税額	17万円（据え置き）
合　計	106万円	合　計	109万円（3万円引き上げ）

（2） 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（令和7年4月実施予定）

〇低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定について、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うこととなっている。

【軽減判定所得（現行）】

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋29．5万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋54．5万円×（被保険者数）

※ 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円×（給与・年金所得者の数－1）

【軽減判定所得（改正後）】

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋30．5万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋56万円×（被保険者数）

※ 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円×（給与・年金所得者の数－1）

宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4・5・6年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

（任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日）

区　分	氏　名	区　分	氏　名
被保険者代表委員	荒井　かおり	公益代表委員	柴田　祐治
	辻　伸子		長谷川　勝憲（R6.4～）
	阿久根　文子		緒方　文子
	伊賀　美穂		梅木　陽子
国民健康保険医（医科・歯科）薬剤師代表委員	三宅　陽	被用者保険等保険者代表委員	山村　美紀（R5.6～）
	岩野　歩		
	玉井　郷一		
	坂口　尚登（R6.6～）		